

### ①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の概要

- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子ども達に、授業の終了後に遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を支援するものである。
- （佐世保市内）●児童クラブ数：73カ所（市の委託先） ●登録児童数：2,654名（平成31年4月時点）

### ②「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」における「従うべき基準」の見直しについて

- 市は児童クラブの設備や運営に係る基準について、条例で定めなければならない。
- 「児童クラブに従事する支援員の配置数やその資格要件」について  
《これまで》国の定める基準に「**従うべき基準**」⇒《令和2年4月1日以降》地域の実情に応じて独自に定めることが可能な「**参酌すべき基準\***」
- 支援員の資格要件の基準の参酌化により、平成32年（令和2年）3月31日までの「みなし支援員」の国の経過措置が終了。

\*国の基準を参考にしながら、各自治体で決定可能な事項

#### 主な基準の内容（※改正前の国の基準）

##### 参酌すべき基準（主なもの）

- ・専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上（第9条第2項）
- ・一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下（第10条第4項）
- ・開所時間は原則平日3時間以上、土日長期休業期間は8時間以上（第18条第1項）
- ・開設日数は原則1年につき250日以上（第18条第2項）

##### 従うべき基準

- ・放課後児童支援員を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）（第10条第2項）
- ・放課後児童支援員の資格は、保育士、社会福祉士等（=基礎資格）であって、都道府県知事等が行う研修を修了したもの。（第10条第3項）  
（※平成32年3月31日までに、研修を修了することを予定する者も含む）

令和2年4月からは「参酌すべき基準」へ

#### みなし支援員の経過措置について

##### 経過措置期間（～平成32年（令和2年）3月31日）

- 認定資格研修を終了していない者であっても、放課後児童支援員の基礎資格を満たし、平成32年3月31日までに修了することを予定している者は、放課後児童支援員とみなすことが可能（=みなし支援員）

##### 《支援員の要件》

保育士資格等の基礎資格の保有 + 認定資格研修の修了

##### 経過措置終了後（平成32年（令和2年）4月1日～）

- みなし支援員に係る国の経過措置については、期間終了後は延長されない。
- 児童クラブの運営に支障が生じる場合は、各自治体の判断のもと経過措置の延長等も可能

##### 《佐世保市の現状（令和元年度末見込み数）》

- ★放課後児童支援員 137名
- ★クラブ別支援員の配置数  
0名⇒7クラブ、1名⇒16クラブ、2名以上⇒50クラブ

#### 市として必要な対応

- 支援員の配置数や資格要件、及び「みなし支援員」の取り扱いについて、地域の実情に応じて検討し、子ども子育て会議の意見を踏まえたうえで、条例の見直しを実施。
- 見直しを実施する場合は、児童の安全の確保等に最大限留意し、事業の質の低下につながらないように配慮する。

### ③「従うべき基準」の参酌化に対する佐世保市の対応について

- 放課後児童支援員の資格要件及び員数について、下記のとおりとし、変更事項にかかる条例改正（令和2年4月1日施行）等の適正な対応を実施。

#### （1）放課後児童支援員の員数について

##### ○1支援の単位ごとに2名以上の支援員を配置するものとする（現行どおり）

児童への細やかな育成支援の実施や安全性の確保の観点から、最低限2名の職員の配置は必須と判断し、支援員の員数についての見直しは行わないものとする。

#### （2）放課後児童支援員の資格要件について

##### ○現行の条例に定める資格要件を、今後も放課後児童支援員に必須の条件として採用する（現行どおり）

放課後児童支援員は、保育士・社会福祉士等の資格を有し、都道府県知事等が行う研修の修了していることを要件としており、支援員及び事業の質の確保の観点から必要最低限の基準であると考えられることから、見直しは行わないものとする。

#### （3）みなし支援員への対応について

##### ○みなし支援員に係る経過措置を5年間延長（令和7年3月31日まで）し、研修受講期間を確保する（附則について条例改正予定）

###### 新規開設クラブへの対応について

本市の第2期「新・させぼっ子未来プラン（案）」（令和2年度～6年度）においては、児童クラブの利用人数の増加を見込んでおり、今後も状況に応じてクラブの新規開設を実施していく予定である。

従って、当プランの計画期間中（令和2年度～令和6年度）に新規開設する児童クラブの運営に支障がないよう、5年間のみなし支援員の経過措置を設けるものとする。

###### 既設クラブへの対応について

一部の既設の放課後児童クラブにおいては、みなし支援員により運営を維持している現状等がみられるため、経過措置を延長することにより放課後児童支援員認定資格研修を受講していない職員に対して、研修受講機会を確保するよう配慮するもの。

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。
- 3 放課後児童支援員は、次の号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。
- (1) 保育士の資格を有する者
  - (2) 社会福祉士の資格を有する者
  - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業等」という。)であつて、2年以上児童福祉事業に従事したものの
  - (4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者
  - (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
  - (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
  - (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - (9) 高等学校卒業等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの
  - (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの
- 4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であつて、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

附則

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

★支援員の員数及び資格の基礎要件は改正しない

★附則のみなし支援員に係る経過措置を5年間延長

改正(予定)後の条例  
(改正箇所のみ抜粋)

附則

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和7年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。